



ご案内 入間市中小企業制度融資

入間市 環境経済部 商工観光課

〒358-8511 入間市豊岡一丁目16番1号

☎ 04-2964-1111 (内線4251・4257)

元気な入間

《はじめに》

- ◎ 入間市中小企業制度融資は、市内の中小企業の方々や市内での創業を考える方々が事業に必要な資金を円滑に調達していただけるよう、金融機関へ融資あっせんする制度です。事前に取り扱金融機関へ融資内容をご相談されることをお勧めいたします。
※ そのため、市の審査のほか、金融機関や信用保証協会の審査もあります。審査の結果、ご希望に添えない場合もありますので、あらかじめご了承ください。
- ◎ ご利用できる方は、中小企業信用保険法第2条第1項に定める中小企業者で、埼玉県信用保証協会が認める保証対象業種を営む方又は営もうとする方となっています。

中小企業者 … 資本金3億円（卸売業1億円、小売業・サービス業5,000万円）以下
又は従業員300人（卸売業・サービス業100人、小売業50人）以下

- ◎ 入間市中小企業制度融資の特徴は、次のとおりです。
 - ・ 市があっせんしているため、固定金利で低利率な融資となっています。
 - ・ 埼玉県信用保証協会の信用保証料の一部補助があります。
 - ・ 毎月2回の申込締切日を設け、迅速な融資実行に努めています。

《資金使途》

- ◎ 運転資金 … 原材料・商品仕入資金、外注費の支払資金、給与・労賃の支払資金、経常営業諸経費の支払い資金、支払手形・買掛金の決済資金など
- ◎ 設備資金 … 設備の新增設資金、改良・補修等の資金、機械・備品の購入資金、営業用車輛の購入資金など
※ 車輛購入資金の場合、「1」「2」「4」ナンバーなど貨物のみ対象となり、乗用は対象となりません。
※ 設備の購入又は設置完了後、領収書の写しの提出が必要となります。
- ◎ 対象外の資金 … 生活消費資金のような非生産的なもの、経営に関連のないものは対象外
例 借入金を返済するための資金、税金を支払うための資金、土地の取得資金、住宅の購入資金、自家用自動車の購入資金、必要な許認可等を受けていない設備資金、公害の発生するおそれがある設備に対する資金、融資申込み者以外が使用する設備資金、入間市以外に設置する設備資金、融資申込み時に既に設置・支払・契約済みの設備資金など

《注意事項》

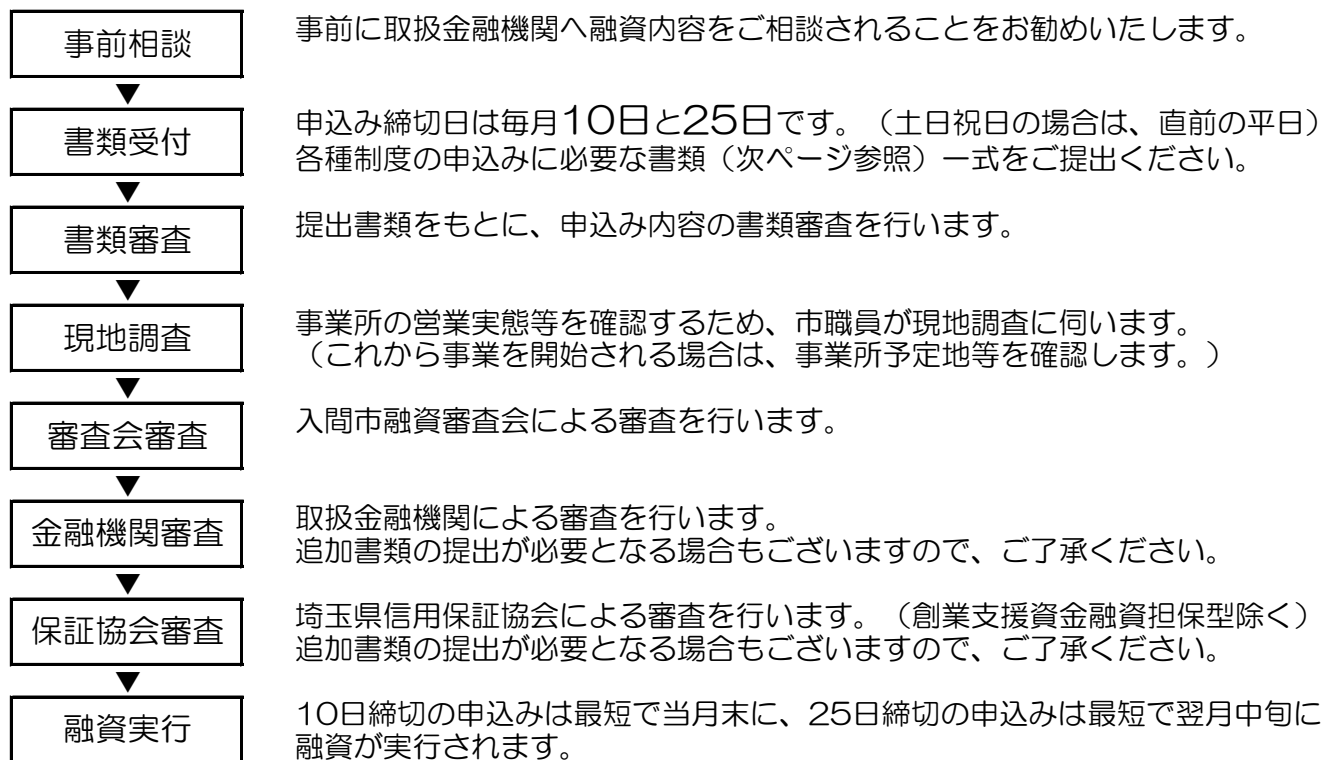
- ◎ 以下の場合、融資をご利用になれません。（融資実行中の場合は、融資を取り消します。）
①各種制度の申込資格（条件）を満たしていない ②金融機関から取引停止の処分を受けた
③融資を不正に利用した（融資目的以外の使用含む） ④既存の借入れの返済が滞っている
⑤暴力団、暴力団員、暴力団関係者 ⑥融資対象設備を設置後に必要となる許認可を取得していない ⑦申込内容に偽りがあるとき ⑧その他、不正な行為があったとき

《各種制度の内容と申込資格(条件)》

制度名	特別小口無担保 無保証人融資		小口特別融資		創業支援資金融資			
					信用保証型		担保型	
貸付 限度額	2,000万円		2,000万円		2,000万円		2,000万円	
利率	年1.1%		年1.1%		年0.8%		年0.8%	
資金 使途	運転	設備	運転	設備	運転	設備	設備	
貸付 期間	7年以内	10年以内	7年以内	10年以内	7年以内	10年以内	10年以内	
据置 期間	6ヶ月以内	1年以内	6ヶ月以内	1年以内	1年以内	1年以内	1年以内	
信用 保証	必要（年0.8%以内） ※定性要因等により変動します。		必要（年1.76%以内） ※CRD判定・金額別保証料率・定性 要因等により変動します。		必要（年0.8%以内） ※定性要因等により変動し ます。		不要	
信用 保証料 補助	一括支払時は総額の40%、 分割支払時は初回支払額の50% を補助（共に40万円限度）。		一括支払時は総額の40%、 分割支払時は初回支払額の50% を補助（共に40万円限度）。		一括支払時は総額の40%、 分割支払時は初回支払額の50% を補助（共に40万円限度）。		無し	
保証人	不要		原則として個人は不要、 法人は代表者		原則として個人は不要、 法人は代表者		原則として個人は不 要、法人は代表者	
担保	不要		不要		不要		必要	
自己 資金	条件なし		条件なし		創業者①及び②は、貸付額と同 額の自己資金が必要		条件なし	
申込 資格 (条件)	共通	1 入間市内に店舗・工場・事業所を有し、引き続き1年以上同一事業を営んでいること。		1 入間市内に店舗・工場・事業所を有し、引き続き6ヶ月以上同一事業を営んでいること。		1 創業者であること ①事業を営んでおらず、1ヶ月以内に事業を開始しようとする個人 ②事業を営んでおらず、2ヶ月以内に会社を設立しようとする個人 ③新たに会社を設立しようとする法人又は、新規中小企業者であること。 ④事業を開始して1年を経過していないか、経過しているが当該所得に対する市民税の初回納期が到来していない個人 ⑤上記②又は③によって設立され1年を経過していないか、経過しているが初回確定申告に至っていない法人		
		2 市税等の未納・滞納がないこと。 （未納・滞納分の払込みが済むまで受付できません。また、法人の場合は代表者も含みます。） ※市税等：市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税など		2 市税等の未納・滞納がないこと。（未納・滞納分の払込みが済むまで受付できません。また、法人の場合は代表者も含みます。） ※市税等：市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税など		2 入間市内に店舗・工場・事業所を有して事業を開始しようとしている（創業者）、行っている（新規中小企業者）こと。		
		3 信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。（保証人としての債務も含みます。）		3 信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。（保証人としての債務も含みます。）		3 市税等の未納・滞納がないこと。（未納・滞納分の払込みが済むまで受付できません。また、法人の場合は代表者も含みます。） ※市税等：市民税、国民健康保険税、固定資産税、軽自動車税など		
個人	4 許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。		4 許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。		4 信用保証協会の代位弁済による求償債務を負担していない者であること。（保証人としての債務も含みます。）			
	5 信用保証協会の保証付き融資の借入残高がないこと。		4 許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。		5 許認可等が必要な業種は、その許認可等取得が確実である（創業者）、取得している（新規中小企業者）こと。			
法人	6 常時使用する従業員数が、アルバイト・パート社員を含めて20人以下（商業、サービス業は5人以下）であること。		4 許認可等が必要な業種は、その許認可等を取得していること。		5 許認可等が必要な業種は、その許認可等取得が確実である（創業者）、取得している（新規中小企業者）こと。			
	1 入間市内に居住し、かつ住民登録があり、1年以上経過していること。		1 入間市内に居住し、かつ住民登録があり、1年以上経過していること。		1 入間市内に居住し、かつ住民登録があること。			
2 源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税又は所得割のある市民税のいずれかの課税があること。 ※障害者控除、老年者控除又は寡婦(夫)控除により、所得割の課税が無い場合は、均等割の課税があること。		1 入間市内に居住し、かつ住民登録があり、1年以上経過していること。		1 入間市内に本店又は支店登記があること（創業者③は、登記して6ヶ月以上経過していること。）				
1 入間市内に本店又は支店登記があり、1年以上経過していること。		1 入間市内に本店又は支店登記があり、6ヶ月以上経過していること。						
2 法人税、事業税又は法人税割のある法人市民税の課税があること。		1 入間市内に本店又は支店登記があり、6ヶ月以上経過していること。						

※ 融資実行中に上記の申込資格（条件）から逸脱した場合は、融資を取り消します。

《申込みから融資実行までの流れ》



《信用保証協会》

信用保証協会は、「信用保証協会法」に基づいて設立された公的機関です。中小企業の皆様が金融機関から事業資金の借入れを希望されるときに、信用保証協会が債務の保証を行うことにより、資金の調達をよりスムーズにする仕組みです。

- ・ 信用保証料
金利（利息）や手数料とは性質が異なり、円滑な保証業務推進のための原資として、信用保証制度の維持・発展に活用されるものです。

埼玉県信用保証協会 川越支店 【電話】049-249-1681
【所在地】〒350-1183 川越市新宿町1-17-17（ウェスタ川越公共施設棟5階）

《保証料補助制度について》

市制度融資では、埼玉県信用保証協会の信用保証を付している制度において、利用者に対し、信用保証料の一部を補助する制度があります。融資実行後1ヶ月以内に、所定の手続きを行ってください。

制度融資名	信用保証料補助金の額（1,000円未満は切捨て）
① 特別小口無担保無保証人融資	(1) 保証料を一括支払した場合 保証料額の40%（上限40万円） (2) 保証料を分割支払した場合 第1回目に支払った保証料の50%（上限40万円）
② 小口特別融資	
③ 創業支援資金融資（信用保証型）	

※ 借入金の繰上償還等により、埼玉県信用保証協会から保証料の返戻を受けた場合は、交付した補助金の一部を返還していただきます。

申込みに必要な書類

【法人】

提出書類	無担保	小口	創業		注意事項	取扱機関
			信用	担保		
融資あっせん申込書	1通	1通	1通	1通		商工観光課
融資あっせん調査票	1通	1通	1通	1通		
個人情報の提供に関する同意書	1通	1通	1通	1通	代表者のもの	
身上書	1通	1通	1通	1通	代表者のもの	
創業計画書			1部	1部		
印鑑登録証明書	原本1 写し1	原本各1 写し各1	原本各1 写し各1	原本各1 写し各1	小口、創業は代表者のものも必要（市民課・各支所）	法務局
登記事項証明書（履歴事項全部証明書）	原本1 写し1	原本1 写し1	原本1 写し1	原本1 写し1		
閉鎖登記簿謄本	1通	1通	1通	1通	登記事項証明書の登記記録事項欄に移記の記載がある場合提出	
法人税、事業税または所得割のある法人市民税の課税及び納税を確認できる証明書	1通	※信用保証協会初回利用の場合は、協会から提出を求められることがあります。			国税庁納税証明書 → 事業税納税証明書 → 法人市民税納税証明書 →	税務署 県税事務所 市民税課・各支所
市税の滞納のないことの証明	各1通	各1通	各1通	各1通	法人及び代表者のものが必要	収税課・各支所
土地・家屋評価証明書		1通	1通	1通	代表者のもの	資産税課
決算書の写し	各2部	各2部	各2部	各2部	最新のものを2期分（科目明細も含む）	ご自身で作成、ご用意いただくものになります。
定款の写し	3部	3部	3部	3部		
最近の試算表	1部	1部	1部	1部	申込時に決算後6ヶ月を経過している時提出（事業開始前の場合は不要）	
営業許可証等の写し	1部	1部	1部	1部	許認可が必要な業種のみ	
工事受注明細書	1部	1部	1部	1部	建設業で、建設業の許可を必要としない場合最近3ヶ月分を提出	

設備資金の場合

見積書の写し	1通	1通	1通	1通	宛名は申込者名で、有効期限の記載があり、値引後のものであること。
図面、カタログ等の写し	1部	1部	1部	1部	グレード・サイズ等写真で確認できるもの。中古車の場合は写真を提出。
賃貸借契約書・改装承諾書	1通	1通	1通	1通	建物改装工事等で自己所有でない場合。共有の場合は共有者のもの。

■ 付 記

◎連帯保証人は、個人事業者の場合、原則として不要、法人事業者の場合、原則として代表者となりますが、次の場合は例外的な取扱いをすることがあります。

- ①実質経営者、営業許可名義人、申込人と共に当該事業に従事する配偶者が連帯保証人となる場合。
- ②申込人（代表者）の健康上の理由により、事業承継予定者が連帯保証人となる場合。
- ③通常考えられる保証のリスク許容額を超える保証依頼がある場合であって、当該事業の協力者や支援者から積極的に連帯保証の申し出があった場合。

【個人】

提出書類	無担保	小口	創業		注意事項	取扱機関
			信用	担保		
融資あっせん申込書	1通	1通	1通	1通		商工観光課
融資あっせん調査票	1通	1通	1通	1通		
個人情報提供に関する同意書	1通	1通	1通	1通		
身上書	1通	1通	1通	1通		
創業計画書			1部	1部		
印鑑登録証明書	原本1 写し1	原本1 写し1	原本1 写し1	原本1 写し1		市民課・各支所
源泉徴収による所得税以外の所得税、事業税または所得割のある市民税の課税及び納税を確認できる証明書 ※1	1通	※信用保証協会初回利用の場合は、協会から提出を求められることがあります。			国税庁納税証明書 → 事業税納税証明書 → 市民税課税証明書 →	税務署 県税事務所 市民税課・各支所
市税の滞納のないことの証明	1通	1通	1通	1通		収税課・各支所
土地・家屋評価証明書		1通	1通	1通		資産税課
事業届出済証明書	1通	1通	1通	1通	事業開始前の場合は不要	市民税課・各支所
市民税課税証明書	※		1通	1通	※特別小口無担保無保証人融資は、上記※1の欄に準ずる	
確定申告書の写し	各2部	各2部	各2部	各2部	最新のを2年分（青色申告の場合明細書含む）	ご自身で作成、ご用意いただきます。
最近の試算表	1部	1部	1部	1部	申込時に決算後6ヶ月を経過している時提出（事業開始前の場合は不要）	
営業許可証等の写し	1部	1部	1部	1部	許認可が必要な業種のみ	
工事受注明細書	1部	1部	1部	1部	建設業で、建設業の許可を必要としない場合最近3ヶ月分を提出	
自己資金の額を確認できる書類等			1部			

設備資金の場合

見積書の写し	1通	1通	1通	1通	宛名は個人名で、有効期限の記載があり、値引後のものであること。
図面、カタログ等の写し	1部	1部	1部	1部	グレード・サイズ等写真で確認できるもの。中古車の場合は写真を提出。
賃貸借契約書・改装承諾書	1通	1通	1通	1通	建物改装工事等で自己所有でない場合。共有の場合は共有者のもの。

◎証明書類は、発行後3ヶ月以内のものでお願いします。

◎工事受注明細書は、工事の受注額が明確なものであれば、請求書などでもけっこうです。

◎その他必要に応じて、関係書類を提出していただく場合があります。

◎申請者、保証人の市税等の納付状況を確認させていただきますのでご了承下さい。

《創業支援資金融資(信用保証型)の自己資金について》

◎ 創業支援資金融資(信用保証型)を利用される創業者(個人に限る)の方は、貸付額と同額の自己資金を有することが条件となっておりますが、自己資金に計上できるものの種別及び確認書類は次のとおりです。

自己資金とできるもの	確認書類	注意事項
当該創業に充てる次のもの (1) 普通預金、定期預金等 残高の証明ができるもの (2) 有価証券に一定の評価率 を乗じたもの。 (3) 敷金及び入居保証金 (4) 申込前に導入した当該事 業用設備(不動産除く) (5) 法人設立予定の場合、資 本金及び出資金 (6) その他客観的に評価が可 能な資産(不動産除く)	(1) 預金通帳等、預金残高推移がわ かるもの。定期預金の場合は、 預入日・満期日が表示された証 書でも可。 (2) 取引通知書、計算書、投資報告 書等 (3) 賃貸借契約書、預り証等 (4) 領収書 (5) 株式振込金保管証明書、出資払 込金保管証明書等 (6) 客観的な証明書類	(1) 郵便貯金、MMF 等、預金に類似す るものも含む。 (2) 評価可能なものに 限る。評価率は、 埼玉県信用保証協 会が定める評価基 準による。
自己資金から除くもの		確認書類
借入金 (1) 住宅ローン、設備資金等残存返済期間が2年以上の長期借入金 は、年間返済予定額の2年分 (2) (1)に該当しないものは、当該借入金全額		(1)(2) 返済予定表等 借入残高、始期、 終期がわかるもの

《取扱金融機関》

取扱金融機関名	所在地	電話
埼玉りそな銀行入間支店	入間市向陽台1-160-12	04-2964-2121
埼玉りそな銀行武蔵藤沢支店	入間市下藤沢332-10	04-2964-2111
武蔵野銀行入間支店	入間市河原町1-3	04-2962-7111
埼玉縣信用金庫武蔵藤沢支店	入間市下藤沢51-11	04-2964-3151
飯能信用金庫入間支店	入間市豊岡5-2-3	04-2962-3161
飯能信用金庫黒須支店	入間市宮前町5-34	04-2964-2131
飯能信用金庫仏子支店	入間市仏子931-1	04-2932-1141
飯能信用金庫入間西支店	入間市小谷田1276-1	04-2964-2282
飯能信用金庫武蔵藤沢支店	入間市下藤沢464-1	04-2962-9981
青梅信用金庫入間支店	入間市扇町屋5-2-5	04-2962-8181
青梅信用金庫金子支店	入間市寺竹784-3	04-2936-1131
西武信用金庫入間支店	入間市久保稻荷4-1-21	04-2966-1511
多摩信用金庫瑞穂支店	東京都西多摩郡瑞穂町箱根ヶ崎239-2	042-556-4111